

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針について

令和6年1月31日

木曽農業協同組合

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の申し込みを受けた場合には、お申込者様の経営状況、事業内容等を適切に評価・分析し、総合的に判断する中で、経営者保証の必要性を検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の内容や必要性等の丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、お申込者様の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、資産や収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況などを総合的に勘案し設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討を行うとともに、検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、適切に判断します。

4. 経営者保証を履行するときの対応について

経営者保証における保証債務を履行する際には、保証人の資産状況等を勘案した上で履行請求の範囲を検討します。